【評価結果報告書】

相模原市児童相談所一時保護所

実施機関:ナルク神奈川福祉サービス第三者評価事業部

対象事業所名	相模原市児童相談所一時保護所
経営主体(法人等)	相模原市
対象サービス	児童相談所 一時保護所
設立年月日	平成26年4月1日
評価実施期間	令和2年6月1日 ~ 令和3年2月26日
評価項目	一時保護ガイドラインや関連法制度などをもとに三菱UFJリサーチ&コンサル ティングが策定した第三者評価基準(案)の評価項目

総合評価(事業所の特色や努力、工夫していること、事業者が課題と考えていること等)

【施設の立地・特徴】

相模原市児童相談所は、相模原市の政令指定都市への移行に伴い、平成22年4月に開所しました。一時保護所は、移行後も神奈川県に運営委託する形で実施していましたが、平成26年4月に相模原市児童相談所一時保護所として、開所しました。開所にあたり職員・施設体制を整備し、より家庭に近い見守り体制の構築を目指して小規模グループでの支援体制を導入し、「幼児」・「男子学童」・「女子学童」の3グループによる一時保護所の運営がスタートしました。

一時保護所は、一時保護を必要とするすべての子どもたちにとって緊急の避難場所として安全・安心が保障された場であり、併せて次のステップにつながる場所としての役割を果たしています。職員は24時間365日子どもの生活を支援する中で、保護者からの虐待、非行、発達障害など、さまざまな課題のある子どもと向き合い、子どもの権利擁護のために常に子どもの立場に立ち、子どもを中心にした支援に取り組んでいます。

【特に優れていると思われる点】

1. 子どもが権利について正しく理解できるよう伝える取り組みを行っています

一時保護所では子どもの入所時に「入所のしおり」を用いて権利と責任について説明し、また、 児童福祉司や児童心理司が面接の中で伝え、自分の権利を守ることと他の子どもの権利も守られる ことを考えるよう促しています。さらに、児童相談所に設置している権利擁護推進委員会(ひまわりの会)が、子どもたちに向けて人権について伝える「ひまわり教室」の取り組みを始めています。 ひまわりの会は、子どもだけでなく職員に子どもの人権擁護の取り組みについて研修する場を提供し、職員は、子どもの権利に基づいた支援について学んでいます。子どもの安全と安心を確保し、 子どもの最善の利益を実現するための職員倫理規程には、第一に子どもの人権の尊重を掲げて子ども支援を行っています。

2. 様々な場面で子どもが意見表明できるよう保障しています

子どもたちが自由に意見を表明できる状況や環境を保障しています。子どもが職員と適切な関係を持ち安心して話ができるよう個別担当を決め、日常的な会話はもとより困りごとや気になることを職員と一対一で話す「トークタイム」を設け、子どもの思いを聴いています。また、自分の気持を日記に書く子どももいます。そのほか意見箱を設置し、子どもが意見を書いて提出できるよう設置場所に筆記具を用意しています。

週1回開催する「子ども会議」は子ども主導で実施し、職員も参加しています。子どもから出た意見や要望を職員間で検討し、改善につなげています。毎日開催する朝の会でも子どもの意向を聞き、日課に反映するようにしています。

3. 課題解決に向け積極的に改善に取り組んでいます

①子どもの入所時の情報について、児童福祉司と一時保護所との早期の共有が課題となっていて、 今年度からフェイスシートを導入し、児童福祉司が把握した情報を速やかに一時保護所に伝えています。フェイスシートには、子どもの基本情報や集団生活を送るうえでの健康面やアレルギーについて保護者や関係機関から収集した情報や、一時保護に関する子どもへの説明の仕方を記載し、一時保護所と児童福祉司との意識統一を図っています。

②他機関との連携を定めた手順マニュアルを整備しています

子どもが市内から転出した場合の引き継ぎ手順が定められていなかったことを受け、転出後も切れ目のない支援が行えるよう、関係機関との引き継ぎ手順マニュアルを整備するなど、改善に向けて早期に取り組む努力をしています。マニュアルは全職員に周知徹底するほか、実態に応じて内容の見直しをすることなどを定めています。

【特に改善や工夫などを期待したい点】

1. 子どもが落ち着いて過ごせるよう個室対応できる環境の整備が望まれます

保護所では子どもたちは食事や学習、自由時間などの場面で日常的に一緒に過ごしたり話をして 交流しています。居室は原則個室としていますが、保護が必要な子どもが定員を大幅に上回ること があり、面接相談室を臨時の居室として使用することがあります。また、2人部屋となるときは、子 どもの関係性に配慮したり居室に衝立を設置したりしてプライバシーを守るように工夫しています が、子どもの人権擁護の観点からも早期の改善が求められます。

2. 子ども一人ひとりに合ったさらなるきめ細かな学習支援が望まれます

子どもの学習支援は、一時保護所の職員が対応するほか専任の学習指導員4名が平日の午前・午後、行っています。子どもの学力を把握し、個々の学力に合った内容の教材を用意して個別対応しています。プリント学習を主としていて、専門教科は学習指導員の交代により変更されることもあります。さらに、一人ひとりの子どもの特性の把握に努めるとともに、得意・不得意に応じたきめ細かい学習支援が望まれます。

評価領域ごとの特記事項

・子どもの入所時に、「一時保護所のしおり」を用いて権利と責任について説明しています。職員は、「子どもの権利が守られるようにする、他人の権利 も保証される」ことを伝えています。

1 子ども本位の養育・ 支援

- ・子どもに権利について説明する機会として、子ども会議(週1回開催、子ども主導で実施、職員参加)、子どもが担当職員と1対1で話すことができるトークタイム(困っていること、気になることを話す個別の時間)、児童福祉司・児童心理司との面接などがあります。さらに、児童相談所に設置している権利擁護推進委員会(ひまわりの会)が、子どもたちに向けて人権について伝える「ひまわり教室」の取り組みを始めました。
- ・子どもの意見表明の場として、日常の中での職員との会話のほか、学童は、子ども会議、トークタイム、意見箱、日記などを設定しています。幼児には月1回、スーパーバイザー(SV)と心理療法担当職員による聴き取りの時間を設け、意向の把握に努めています。

- ・子どもから上がった要望や意見は、職員グループ会議で検討しています。子 どもたちから、食事メニューへの意見や物品購入の希望があり、管理栄養士 に伝えて献立に反映したり、CDやDVD、コミック、おもちゃなどを購入して います。
- ・保護所のしおりで、生活ルール、日課、持ち込めないもの、プライバシーを 守ることなどを説明しています。幼児には、生活を共にする担当職員が児童 福祉司との面接場面に同席し、子どもの特性に応じたわかりやすい表現を使 い、補足説明をしています。
- ・家族に対する支援や対応については、児童福祉司から子どもに説明しています。面接内容は児童福祉司が経過記録に記録し、児童心理司、保護所職員で共有する仕組みになっています。児童福祉司が面接後に様子を伝えに来てくれることもありますが、業務多忙のため双方で時間の調整ができず、連絡が十分行き届かなかったり面接内容などの共有が滞る現状もあります。
- ・家庭復帰が難しいケースでは、子どもに里親委託や施設入所の可能性を伝え、 子どもに意向を聞いています。里親や施設について説明し、事前に面会した り施設見学・宿泊体験などを通して、委託や措置後の生活が理解できるよう にしています。
- ・行動制限については、フェイスシートで共有し、児童相談所で必要性を判断して、決定事項は保護所に伝えています。
- ・在籍校への通学は、子どもの安全を確保できるほどの職員人員体制が整っておらず、原則認めていません。子どもの学習権を保証するためにも、子どもの安全を第1に考えるとともに、在籍校に通学できる環境の検討が求められます。
- ・幼児では、制限が不要な場合は里親に一時保護委託することがあり、里親宅 から幼稚園に通うことができます。外部の一時保護専用施設に委託するケー スもあり、より家庭的な生活を送ることができます。
- ・被措置児童等虐待について、相模原市こども家庭課策定の「被措置児童等虐待対応マニュアル」に基づいて対応する体制があります。また、被措置児童等虐待対応フローを作成し、権利侵害について子どもから意見箱や直接相談があった場合の対応を明示しています。
- ・子ども同士での権利侵害防止のために、職員は、子どもの気持のくみ取りに 努め、子どもに寄り添えるよう努めています。保護が長期間になることでストレスがたまらないよう外出の機会を設けて気分転換するなど、事前にトラブルを防ぐよう配慮しています。
- ・感情のコントロールができにくい子どもには、心理療法担当職員がアンガー コントロールやリラックスの心理療法を行っています。また、児童心理司が 心理療法や児童福祉司の面談を通して子どもを受容し、気持の汲み取りに努 めています。

- ・LGBTについて学んでいく方向性があります。さらに、セクシュアルマイノリティ(性的少数者)について学び、性の多様性について理解を深めることが望まれます。
- ・子どもが愛着を持ち心の拠り所となるぬいぐるみ、タオル、枕など品の持込を認めています。子どもが持込に固執した場合は、無理に取り上げたりすることはなく話し合いで納得を得るようにしています。原則所持品の確認はしていますが、強制的に所持品検査を行うことはしていません。集団の中で私物の持込の許可は難しい状況もありますが、子どもが慣れ親しんだ安心できるものができるだけ持ちこめるよう、検討が期待されます。
- ・日常の中で聞き取った生育歴などは記録に残し、児童福祉司と共有しています。子どもの聴き取りは、子どもから同じことを重ねて聞き取らないよう聴取は児童福祉司に1本化し、子どもの負担に配慮して、保護所では行わないようにしています。
- ・学童以上の子どもは原則個室としていますが、保護が必要な子どもが定員を 大幅に上回ることがあり、個室を2人部屋に変更したり、面接相談室を臨時 の居室として使用することがあります。居室を二人で使用する場合は、パー テーションを使用してプライバシー保護に配慮していますが、子どもの人権 擁護の観点から早期改善が求められます。
- ・私服は他児との比較や管理上の問題から着用できないことを入所時に説明しています。病院や学校に行く場合は私服でも良いとしています。施設内では衣服、靴、タオルなどは貸与品から洋服2組、パジャマなどを選ぶこととしています。下着は新品のものを貸与していますが、ブラトップ等の肌着や靴下は使い回しています。直接肌に触れる下着類は、個人別に使用できるよう検討が望まれます。

・清掃チェック表を用いて居室内の清掃や温湿度管理をしています。各居室は 職員がエアコンで調整をしています。子どもたちは週ごとの当番制で、学習 室、フロア、浴室、廊下、居室、脱衣所、洗面所などの清掃を行っています。

一時保護の環境及び 体制整備

- ・専門職として、保育士、臨床心理士、保健師、管理栄養士、児童相談所医を 配置しています。職員配置は子どもの定員数を基準にしたもので、定員をは るかに超える現状に合わない状況です。
- ・一時保護の受け入れに当たっては、児童福祉司、児童心理司と一時保護所の職員が援助方針会議や観察会議で協議し、役割分担を決めています。日常的にSVや心理療法担当職員を通して児童福祉司、児童心理司と情報共有をしています。
- ・学童男子、学童女子、幼児の各グループにスーパーバイザー(SV)を配置していますが、子どもへの直接支援経験のない職員や療育等に必要な知識のない職員が配属されることもあります。SVは、職員の研修計画の作成や目標管理シートのフォローアップなどに携わっておらず、職員の実態把握が希薄になっています。
- ・個人情報の扱いについては、一時保護所職員倫理規定に明記し、マニュアル

を備えています。個人情報に関する書類は保管戸棚で施錠管理しています。

- ・職員の職場経験に応じた研修体系図を作成して、業務理解、子どもとの関わり方、社会的養護、病気・障害の項目で、1年目の職員から全職員を対象に年度の研修を行っています。新任研修で「児童相談所とは 職員としての基本姿勢」のテーマで、職員が基本的に身に着けるべき倫理、規則、法令などを取り上げています。
- ・一時保護の基本を全職員が共有し、適切な支援が行えるように、全職員を対象とした「一時保護ガイドライン」に沿った内部研修の実施が望まれます。
- ・課会議を月1回開催し、課長、総括副主幹、SV、保健師、管理栄養士、心理 担当職員、各グループ職員のメンバーが出席して各グループの状況を把握 し、施設全体の情報共有を図っています。グループ会議を週1回実施し、グ ループ運営に関することや、子どもに関することなどを話し合い、職員間の 情報共有を図っています。
- ・児童相談所の児童相談所医は小児科、児童精神科医で、子どもの見立て、支援の助言、コンサルテーテーションなどを行い、体調不良時には直ぐに地域 医療機関を受診する体制をとっています。保健師は、子どもの健康管理を業務とし、服薬、身体検査、食事指導、性教育などを行っています。
- ・児童相談所として、学校・保育園・病院・福祉事務所・子育て支援センター・ 療育センター・児童養護施設・里親などと必要な連携を取っています。地域 の子育て支援センターと連携し情報提供を行っています。
- ・一時保護所への異動時や新採用の時に、職員に一時保護所ハンドブックを配付し、課長が説明して周知を図っています。保護所職員倫理規定には、子どもの人権尊重を第一に挙げています。また、児童の権利と制限について、職員の子ども支援に対する姿勢を掲げています。
- ・行事予定は、各委員会での振り返り時の職員意見や、子ども会議での意見を 反映して1年を振り返り、次年度の行事予定表を作成しています。
- ・「社会的養育推進の基本的方向性」に、保護所の課題を明確にしていますので、一時保護所として、課題解決を盛り込んだ事業計画を作成し、計画的に取り組むことが望まれます。
- ・緊急一時保護は、所長、各課課長、各班班長、児童福祉司、児童心理司、保護所SV、保健師、里親担当職員で緊急受理会議を開催し、協議しています。
- ・入所当初は、子どもの健康状態は保護者、本人、子どもの所属している学校 や保育所、病院などから情報収集に努めています。
- ・入所後は、毎日様子を観察したり検温し、また、毎月身体測定を行って子どもの健康状態の把握に努め、検温表及び生活引継ぎ記録に入力しています。 子どもの健康状態がよくない場合には、子どもの状態について病児記録及び 行動記録に記録し様子を見ています。保健師、職員が連携を図り子どもの健 康管理に配慮しています。

Ⅲ 一時保護所の運営

- ・子どもの状況に応じ、暮らしの楽しみを伝えながら、より良い生活を送るための生活習慣(食事、入浴、排せつ、遊び等)が習得できるように援助しています。
- ・職員は、幼児と一緒に遊んだり絵本の読み聞かせをしたりし、就寝時は添い寝をして密に関わることで愛着関係の形成に努め、情緒の安定が図られるようにしています。また、幼児が発達に応じてできるだけ自分で着替えや食事ができるように、職員がそばで見守り支援しています。トイレットトレーニングは個々の状況に応じて進めています。
- ・15時以降は、自由時間として、中庭で遊んだり、ラウンジで玩具やゲーム、 卓球、ビデオ鑑賞、ピアノ演奏を楽しんだりしています。夕食後は居室で日 記をつけるなど自由に過ごしています。
- ・幼児は、日常的に中庭で遊ぶほか、近隣の公園や大学の構内、図書館に出かけています。学童は、週に2日間、公共施設である「ふれあい広場」に出向き、広い場所で体を動かしたり図書館に行ったりしています。
- ・年1回、水族館や大型遊具やアスレチック感覚の遊具のある公園に、バスを 貸し切り遠出の外出をしています。今年はコロナ禍で中止しています。
- ・一時保護所の管理栄養士が栄養バランスに配慮し、1か月ごとの献立を作成 しています。食事の提供は、調理業者に委託しています。
- ・食物アレルギーのある子どもには、「食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、管理栄養士が調理室に指示して除去食を提供します。食事は食札を付けた専用トレーに用意し、各グループ全員が着席したら最後に配膳し、幼児はテーブルを離し誤食防止に努めています。
- ・夏祭りとお楽しみ会の日は、屋台形式やバイキング形式の食事を提供し、子どもたちに好評を得ています。また、子どもたちが楽しめるよう、毎月15日に誕生日ケーキと毎週金曜日にお楽しみおやつを提供しています。
- ・正月、節分、ひな祭りなど季節や行事にちなんだメニューを提供し、彩りや 盛付けを工夫し視覚からも食欲がわくようにしています。さらに、管理栄養 士が子どもたちにその行事の由来などを説明しています。
- ・衣類の提供は、学童グループでは、複数枚の衣服を用意し、季節や子どもの 好みに合わせて貸与するように努めています。幼児グループでは、子どもの 好みに合わせた色やデザインの服を職員が選んで提供しています。
- ・学習は、学習指導員4人が子どもたちの学習指導にあたっています。平日に 午前2教科、午後2教科で合計3時間、中・高生は追加で夜間学習が45分確保 されています。小学生は国語、算数、体育の3教科を、中学生はこれに英語 を加えた4教科を用意し、他の教科はそのときの学習指導員により変わって います。
- ・在籍校とは児童福祉司が窓口となり、必要に応じて連携しています。学習指

導員が在籍校と、新1年生の対応で協議した例がありますが、日頃、学習内容や教材について協議するまでには至っていません。

- ・保護期間が長期化する子どもで、在籍校の期末試験を受けたり修学旅行に参加したりした子どもがいましたが、ごく少数にとどまっています。保護委託等を含め通学機会の確保に向け、具体的な対策について検討することが望まれます。
- ・性被害を受けた子どものケアやフォローは、「相模原市児童相談所における 性暴力被害対応ガイドライン」に基づき、行っています。子どもが警察との 面接後、児童福祉司が面接しますが、あえて内容を掘り下げるような対応は せず、丁寧に様子を観察することにしています。
- ・他害や自傷行為を行う可能性が高い子どもには、落ち着く広めの部屋を用意 し、必要以上の物は置かないようにしています。子どもとはタイミングを見 て振り返りの時間を設け、他害に至った心理的状況やどのようにしたら他害 につながる行動を止めることができるかを一緒に考えたりしています。
- ・「無断外出発生時対応マニュアル」を整備し、職員が迅速に対応する手順、 配慮事項等を記載し、職員に周知しています。無断外出の可能性の高い子ど もの見回り頻度を高くするだけでなく、本人の心情をおもんばかり、児童福 祉司との面談の機会を設けるなどし、気持ちを表出できるようにしていま す。
- ・無断外出を行う可能性のある子どもについての情報を職員間で共有し、複数 で見守りをすることがあります。無断外出をした子どもに行動制限をかける 場合がありますが、罰することはしていません。
- ・身近な親族が亡くなった場合は一時保護所職員同席し、児童福祉司が年齢に 応じて伝えています。そのうえ、亡くなった理由や子どもの状況に応じて、 児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員が相談するほか、医療相談を実施 し対応しています。
- ・児童心理司は子どもに心理面接や発達検査を行ったり、子どもは箱庭療法や プレイセラピーなどの心理ケアを受けたりしています。保護期間中、必要な 子どもは児童精神科医の医療相談を受け、適切な助言を受けることができま す。
- ・障害のある子どもには、障がいの状況等について初期評価の段階で児童心理 司の検査・面接や医療相談での助言を参考にし、一時保護期間中の支援上の 配慮等の方針を検討しています。
- ・医療的ケアについて、服薬治療など、状態により受診が必要な子どもについては、児童福祉司や保健師が付き添い継続的な治療を行っています。
- ・災害時対応マニュアルに基づき、避難誘導訓練の計画(年間計画)を作成し、 火災・地震を想定した避難訓練を毎月1回実施しています。
- ・インフルエンザの流行期にはうがい手洗いの励行を保健師が子どもに話して

います。また、感染症予防対策として、食堂の消毒、フロア各所のドアノブ、 手すり、照明スイッチなどの消毒、幼児のおもちゃの消毒などを実施してい ます。

- ・基本的な養育・支援については「一時保護所ハンドブック」を作成し、全職 員に配布しています。ハンドブックには、職員の倫理規定、一時保護所の概 要、一時保護について、児童の権利と制限、保護所での支援、安全対策と危 機管理などを記載しています。
- ・人権チェックシートを用いて、各個人が毎年自己評価し確認しています。チェックシートの内容は人権に留まらず、業務を盛り込んだものとなっています。
- ・今年度から児童福祉司が、子どもの基本情報を記載するフェイスシートを作成しています。児童福祉司と一時保護所で早期に情報を共有し、集団生活を送るうえで支障がないかなどを確認し、統一した対応ができるようになりました。
- ・児童観察記録票には、担当職員などが基本的生活習慣、社会性を記録し、心理面接・心理検査、学習については専門職から情報を得て記録しています。
- ・入所後1~2か月で観察会議を開催し、援助方針会議で、観察記録、社会診断、 心理診断、医学診断、行動診断により個別の状況を共有し、援助の方向性を 協議しています。方針変更についても協議しています。
- ・子どもの情報は、システムの児童票にまとめています。児童相談所援助方針をもとに、保護所の支援方針を定め、「児童観察記録票 観察会議」に入力しています。職員は、システムを閲覧して援助方針を周知し、子どもの支援にあたっています。また、パソコン上のグループノートを活用しています。

・子どもの行動観察やグループ会議、グループノートを通して、子どもの様子を共有して支援にあたっています。また、行動観察や個別対応を通して子どもの特性の把握に努めています。子どもは一人ひとり育ちも背景も違うので、さらに、子どもの課題を丁寧に見つめ、養育・支援を行っていくことが期待されます。

- ・援助方針会議で保護期間の検討を行っています。児童福祉司が延長の理由を子どもに説明しています。一時保護所から児童福祉司に説明を依頼することもあります。子どもへの説明後は、職員は、子どもの気持を受け止めるよう努めています。担当するケースが多い現状の中、長期化しないよう努めていますが、十分とは言えません。
- ・観察会議は、毎週木曜日に、課長、総括副主幹、SV、児童福祉司、児童心理 司が、養護課職員が参加して開催しています。子どもの入所からの変化、子 ども間の対人関係、生活面での自立など、日常の中での子どもの情報を共有 する機会として位置付けています。

IV

一時保護所における 子どもへのケア・ア セスメント

- ・受理会議は、所長、各課課長、各班班長、児童福祉司、児童心理司、一時保護所SV、保健師、里親担当職員で開催し、相談内容や子どもの所属機関からの情報を収集して保護が必要かを検討しています。ケース担当者(児童福祉司、児童心理司、保護所担当職員)が援助方針会議の保護決定を受けて、一時保護所で保護するのか、施設委託をするのか等を調整しています。
- ・一時保護決定に向けてのアセスメントシートを参考にして、一時保護の必要性について検討を行っています。

V 一時保護の開始及び 解除手続き

- ・ケース会議や観察会議で情報を共有し、一時保護の継続検討を行っています。 援助方針会議や臨時援助方針会議にて、親と子の関係、カンファレンス結果 などの詳細な情報の共有及び方針の決定をしています。
- ・子どもから預かったものは「一時保護所所持品預かり書」に記載して預かっています。預かり書作成時の際は、複数人で確認しています。預かり証は複写にして、双方で確認できるようしておくことが望まれます。
- ・所持品の返還に当たっては、預かり書と現品を付き合わせ確認し、返還後に 「一時保護所所持品受領書」にサインをもらっています。

【事業者コメント】

相模原市児童相談所では、平成29年度に外部機関による「第三者による評価」(以下、第三者評価)を実施しており、今回が2回目の受審となります。

今年度の第三者評価は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング(平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 一時保護の第三者評価に関する研究)が作成した「一時保護された子どもの生活・支援に関する第三者評価の手引き」を基に評価基準を作成しました。この評価基準は、厚生労働省が平成30年7月に公表した「一時保護ガイドライン」や関連法制度を基に作成されたものであり、「子どもの権利擁護」が重点に置かれ、「子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか(No.1)」、「子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか(No.2)」等の項目が示されています。これらの評価ポイントは、一時保護所だけでなく、児童福祉司や児童心理司と連携し実施することからも、自己評価表の作成や職員のヒアリングについては、児童福祉司や児童心理司も参加し、取り組みました。

今回の第三者評価の取り組みでは、「一時保護ガイドライン」で示されている開放的環境のための一時保護の環境及び体制整備の評価だけでなく、一時保護の長期化や定員超過による現状の中、いかにして子どもの権利擁護を中心に据えた支援が実践されているかを振り返る機会となりました。その点からも、児童相談所が一体となって一時保護所の課題に取り組むことを改めて認識しました。

また今回の評価結果では、優れている点とし、「子どもの権利擁護」の取り組みについて評価して頂きました。今後も平成27年度の一時保護所における児童への不適切な対応の事案を風化させないためにも、継続して、さらなる充実に努めてまいります。

一方、改善事項としてご指摘いただいた「居室の整備」「学習支援」については、早急に改善を図るための環境整備に向けた取り組みとともに、児童相談所全職員が一人ひとりの子どもに対して誠実な姿勢で向き合い、支援の質の向上に努めていく所存です。

最後に評価機関である「ナルク神奈川福祉サービス」様においては、前回に引き続き評価をして頂いたところでありますが、相模原市児童相談所が開設した経過や第三者評価の実施に至った背景も理解して頂き、適格にご指摘いただいた点について、改めて感謝いたします。